

ガソリン販売事業所への注意喚起及び

直通階段が一つの建築物への緊急防火指導を実施！

令和6年11月26日（火）に札幌市において発生した複数の負傷者を伴う雑居ビル火災について、消防庁予防課、消防庁危険物保安室から「ガソリンの容器詰め替え時等における本人確認等の再徹底について」及び「直通階段が一つの建築物に係る防火安全対策の徹底について」の通知が発出されました。

火災原因等は現在調査中となっておりますが、建物内で何らかの液体に火をつけ火災に至った可能性も挙げられており、北見地区消防組合内のガソリン販売事業者32施設に啓発文書の送付と直通階段が一つの建築物のうち飲食店及び複合用途で使用される11対象物に緊急防火指導を実施いたしました。

容器入りガソリン等を販売する事業者の皆様へ

ガソリン等の適切な使用を確保し、火災予防を徹底するため、
容器入りガソリン等※1を合計10リットル以上を目安として購入しようとする顧客※2に対し、

- ① **顧客の本人確認**
- ② **使用目的の確認**
- ③ **販売記録の作成** を行うようお願いします。

※1 上記の容器入りガソリン等は、以下が該当します。
・日本産業規格(JIS) K 2201(工業用ガソリン)若しくは JIS K 2202(自動車ガソリン)に相当し、又はこれを主成分とする第四類第一石油類の危険物。一般的にホワイトガソリンや混合燃料油等が該当します。
・容器入りのままで販売されるもの(容積の最大容積が500ml以下のものを除く。)

※2 インターネット等を利用する遠隔販売において購入する場合も該当します。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

北見地区消防組合消防本部 予防課
TEL 0157-25-1521



(ガソリン販売事業所への啓発チラシ (左)・緊急防火指導の様子 (右))

【問合せ先】北見地区消防組合消防本部予防課 予防保安担当・設備指導担当

TEL : 0157-25-1521 mail : yoshobo@city.kitami.hokkaido.jp